

ストップ!ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(37)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

「ハッ場ダムをストップさせる群馬の会の総会を昨年は6月29日に行いましたが、今年については諸般の事情を考え、このニュースに事業報告、会計報告、2014年度の活動方針を載せることで、総会の代わりにすることにいたしました。裁判の目にもありますように、群馬事件は5月14日に東京高裁の判決があり、5月26日に最高裁に上告受理申立をし、8月29日に各理由書を提出しました。上告にあたり、カンパをよろしく願いいたします。アベノミクスにより全国で不要なダムが次々と作られつつあります。何とかこの流れを止めましょう。」

裁判の目(第30回)～上告等の状況～

平成26年10月14日

弁護士 福田 寿男

平成26年10月7日、埼玉事件の高裁判決が下されました。住民敗訴でした。これで1都5県すべてにおいて高裁で住民敗訴となりました。埼玉を除いた各事件は上告等しておりますので、その状況をまとめました(各書面の内容はハッ場ダム訴訟ホームページに掲載されています。)

- ① 東京：平成25年4月11日上告，上告受理申立
同年7月10日各理由書提出
平成26年6月20日理由補充書(その1)提出
同年7月22日理由補充書(その2)提出
同年8月13日理由補充書(その3)提出
同年9月9日理由補充書(その4)提出
- ② 千葉：平成25年11月12日上告，上告受理申立
平成26年2月3日各理由書提出
- ③ 栃木：平成26年2月7日上告，上告受理申立
同年5月12日各理由書提出
- ④ 茨城：平成26年4月4日上告，上告受理申立
同年6月26日各理由書提出
- ⑤ 群馬：平成26年5月26日上告，上告受理申立
同年8月29日各理由書提出
- ⑥ 埼玉：(平成26年10月7日高裁判決)

上記各理由書を見ても分かるように、高等裁判所の各判決は全く説得力を持ちません。最高裁の良識に訴えるのみです。これから各地も東京のように最高裁に対し理由補充書を提出し、主張・立証を補強する予定です。

以上

2013年7月～2014年9月 群馬の会活動報告

1. 訴訟活動

東京高裁控訴審に向けて、ニュース群馬(34号 [11/28] ～35号 [1/30])を発行し、原告並びに会員に活動報告し、傍聴を呼びかけ取り組んできました。

(1) 東京高裁(控訴審)

2013年9月2日 第1回公判 口頭弁論(代理人意見陳述:治水、利水、危険性、原告:意見陳述)

12月9日 第2回公判 口頭弁論(「地すべりの危険性について」坂巻幸雄元工業技術院主任研究官証人尋問)

2014年2月10日 第3回公判 口頭弁論(代理人意見陳述:法的枠組み、治水・利水、危険性、原告:意見陳述)

5月14日 判決言渡し(不当判決)

(2) 最高裁(上告審)

2014年5月26日 上告状兼上告受理申立書提出

8月28日 上告理由書、上告受理申立理由書提出

2. 会の活動

学習会・現地見学会などを開催し、ハッ場ダム問題を広く知らせ、考えてきました。

○2013年7月26日 ハッ場ダム現地見学会 コープぐんまアースクラブ(館林) 浦野稔

○ 12月18日「ハッ場ダム 七つの大罪」コープぐんまアースクラブ(館林) 浦野稔

○2014年5月18日「ハッ場ダム東京高裁判決について」週刊金曜日読者会(足利) 浦野稔

3. 関連団体との活動

ハッ場あしたの会、群馬県議会議員の会、原発とめよう群馬などと毎月定例会「ハッ場ダムを考える群馬連絡会」を開き、情報交換しながら、ハッ場ダム中止に向けての戦略・戦術を考え、学習会やシンポジウムなどに取り組んできました。

◇2013年7月12日 学習会&懇談会「ハッ場ダムによる景観と歴史遺産の破壊」群馬県庁昭和庁舎(前橋市) 講師:川村晃生慶応大学名誉教授、勅使河原彰文化財保存全国協議会常任委員

◇11月17日 集会「ハッ場ダム 七つの大罪」～本当に本体工事を始めていいのだろうか?～高崎シティギャラリー

○「吾妻渓谷カヤックの魅力」ビデオ&メッセージ坂本昭一 ○「ハッ場ダム七つの大罪～ダム事業がこのまま進むと、どうなるのか?」嶋津暉之(ハッ場あしたの会運営委員)、伊藤祐司(群馬県議会議員)

○「北海道のダム反対運動～国のダム行政とどう闘うか」小野有五(北海道大学名誉教授)

○パネルディスカッション「ハッ場ダムの運動のこれから～絶望の中に希望はあるのか」コーディネーター:川村晃生(慶應義塾大学名誉教授)、パネリスト:小野有五、大熊孝(新潟大学名誉教授)、関口茂樹(元鬼石町長)、嶋津暉之、渡邊洋子(ハッ場あしたの会事務局長)

◇12月21日 ハッ場ダム住民訴訟9周年報告集会「ダムにたよらない流域治水夜明け前」～滋賀県の挑戦にまなぶ～全水道会館(東京) ○「ダムにたよらない治水を実現しよう」今本博健京大名誉教授、○「ハッ場ダム問題の今後」嶋津暉之(ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表)、○裁判報告 ハッ場ダム住民訴訟弁護団、○各都県ストップする会報告、○集会アピール

◇2014年5月18日 現地見学会

◇6月1日 学習会「ハッ場ダム予定地の自然破壊」～イヌワシ・クマタカの生息状況を中心に～群馬県庁昭和庁舎(前橋市)

講師:花輪伸一(NPO法人ラムサールネットワーク日本共同代表)

◇9月21日 講演会「だます人と、だまされる人と、どっちが悪い?」群馬会館ホール
講師 アーサー・ピナード



10月16日 木曜日

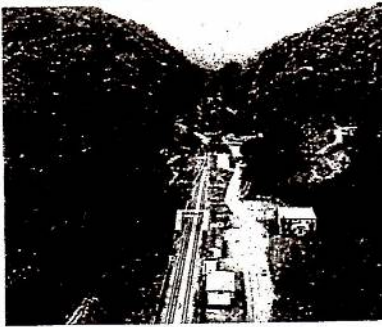
先行版(〒371-8666 前橋市吉田町) 上毛新聞 (総合)027-25- (編集)027-25- (広告)027-25- (販売)027-25- (事業)027-25- ©上毛新聞社

八ツ場きょう着工

ダム 現地でJ V測量開始

国土交通省は16日、八ツ場ダム(長野原町)の本体工事に着手する。落成した清水建設などの共同企業体(J V)が建設地で初めての具体的な作業となる測量を始める。J Vは工期より1年近い施工日数の短縮を提案しており、基本計画で2019年度とするダム完成は前倒しされる可能性がある。計画浮上から60年余りを経て、八ツ場ダム建設は大きな節目を迎えた。【関連記事】23回

八ツ場大橋からダム本体工事が行われる現場を望む。手前中央はJ R吾妻線の旧川原湯温泉駅—15日



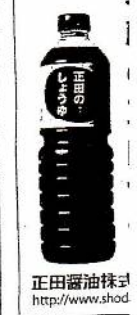
測量については国交省八ツ場ダム工事事務局は15日、「本場ダム工事の取掛かりである。測量は約10月21日から始まる」と話した。J Vは「工期より1年近い施工日数の短縮を提案しており、基本計画で2019年度とするダム完成は前倒しされる可能性がある。計画浮上から60年余りを経て、八ツ場ダム建設は大きな節目を迎えた。」と説明する。

八ツ場ダム建設事業の経過
2年 国が八ツ場ダムの調査に着手
3年 ダム建設反対で住民大会
5年 工期を2000年度、事業費2110億円とする基本計画告示
2年 長野原町と県、関東地方建設局がダム建設事業の基本協定
1年 国交省と水没5地区が用地買収価格などの補償基準に調印
4年 事業費を4600億円に増額(第2回基本計画)
7年 移転代替地分譲手続きを開始
8年 工期を15年度までに延長(第3回基本計画)
9年 前原誠司国交相が建設中止を表明
0年 関東地方整備局が検証を開始
1年 前田武志国交相が建設再開を表明
3年 工期を19年度までに延長(第4回基本計画)
4年 清水建設などの共同企業体が本体工事を落札
0月 八ツ場大橋開通、J R吾妻線新設区間が運行開始
共同企業体が現地測量に着手
※国交相はいずれも当時

現場での作業は行われていなかった。本体工事に当たり、県は国交省に式典の開催を求めており、同省はあらかじめ着工式の場を設けることを検討している。

バラ鮮やか3000株

秋晴れの空に映える色鮮やかなバラが、館林市工場の「ザ・トレジャーガーデン」で迎えている。園内のローズガーデンには、1500種3千株のバラが植えられている。11月16日までバラをはじめ、サルビアやセンブリコなどを楽しめる「秋のローズ&プリアントガーデンフェスタ」を開催している。入園料は花の開花状況によって変



AR 朝のシュニア併置は



☆鉄棒で、くると前回り、風に乗って前回りをすれば、自分でも風を起し、風になり、何回も回れてしまおうぞ。(佐)

同事務所によると、16日に始まるのは「起工測量」と呼ばれる作業だ。J Vの担当者が建設地に入り、基準点を確認したり、現地の地形や高低差などを設計コンサルタントが作製した設計図を照らし合わせる。作業には数カ月かかる可能性があるが、天候などで日程が変わる場合もある。本体工事に使う重機の搬入などはまだ先になる見通し。同事務所は「着工に法律上の定義はないが、測量しなければその後のすべての作業に入らず、測量は節目となる」と説明する。

再生エネ 政府見直し 県 経済産業省は15日、総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会を開き、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を本格的に見直す議論を本格スタートさせた。年内に一定の結論をまとめ、来年度の買い

観劇会費用2600万円負担か

週刊誌報道へ 小渕氏の政治団体

小渕優子経済産業相が関係する政治団体が、2010年と11年に支援者ら向けに開いた「観劇会」で、費用の一部である計約2600万円を負担していた疑いがあると、16日発売の週刊新潮が報じることがわかった。専門家らは、事実ならば公職選挙法違反の可能性があると指摘している。

政治団体は「小渕優子後援会」と「自民党群馬県支部」と「自民党群馬支部」。政治資金収支報告書によると、後援会は観劇会の収入として、10年に約373万円、11年に約369万円を記載した。一方、後援会と支部は明治座(東京都中央区)に「入場料食代」として、10年に約844万円

づつを支出。11年も後援会が約849万円、同支部が約847万円を支出した。政治団体側が、差額にあたる約2643万円を負担した形になっている。

週刊新潮は、観劇会には有名歌手らが出演し、小渕氏の選挙区の後援会員らが参加したと報じている。

政治資金に詳しい上脇博之・神戸学院大学法科大学院教授は「差額分を政治団体が負担したのであれば、日ごろお世話になっている人を『接待』した形になり、公選法違反の可能性がある」と話す。

小渕氏は15日、報道陣に「観劇会は私の後援会の方々が中心と思うが、調査をお願いした」と答えた。

2014.10.16(木) 朝日新聞

安パサポート
ダイエット・冷え性・下半身太り・肌荒れ
カラダの悩みの原
骨盤の歪み
8面をくまなく
RES Fitness
スポレッシ
SMARKET
読者センター
027-254-9922
Fax 027-251-4334
Eメール houdou@jomo-

が、調査には立ち会わなかった。

実はこの町長は、小淵優子経済産業大臣の元秘書である。また、スラグを使った八ッ場ダム工事事務所からの受注業者には佐田玄一郎衆議院議員（群馬1区、自民党）の祖父が作った「佐田建設」も含まれている。八ッ場ダム本体工事を目前に、国土交通省は一刻も早く、安全宣言をしたいところ。ところが、水没予定地には町議を8期務めた富澤吉太郎町議が暮らし、「移転先にスラグを使ったとすれば入れ替えてもらおうのが常識だ」と主張。移転が済まなければ本体着工もできないからこそ撤去を求めなければならない立場でもある。町長が権力を誰のために使うのか注目される。

毎年7億円の不当利得

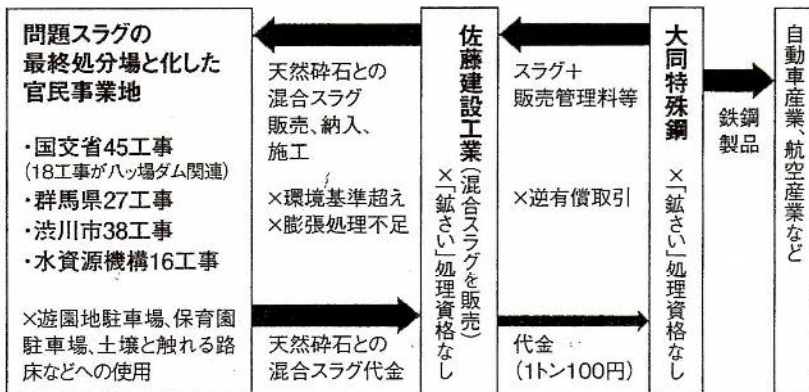
産業廃棄物（産廃）問題は根深い。石岡議員が指摘したように、「再生資材であるかのような偽装」があつたを絶たない上に、近年、資源再利用も推進されている。

有害なスラグを見せる角田喜和渋川市議会議員。



以前にも不正があつた鉄鋼スラグの場合、再利用の前提は「環境基本法など他の環境法が求める基準を満たしたもの」（経済産業省鉄鋼課）であり、日本工業標準調査会のJIS規格は、六価クロムやフッ素などの環境安全品質基準をスラグそのものでクリアすることを求めている。他の材料と配合した後も基準内にすることも必須である。また、グリーン購入法での用途は、外気や土壌に触れないアスファルトと路床材の間に敷く

大同特殊鋼の鉄鋼スラグの流れ



×は問題行為など 作成/筆者

「路盤材」と指定されている。

業界団体「鉄鋼スラグ協会」はガイドラインで鉄鋼スラグを産廃として処理するよう求め、「その責務を果たさなかった場合、措置命令の対象となる」と釘を刺し、遵守する企業の審査証明を出しているほどだ。

事件発覚後、大同はその証明を自主返上し、8月4日に、鉄鋼スラグの「製造販売」を中止し、これまでに製造した76万トンの使用先を調べたと発表した。だが、詳細は未公表だ。事件原因については、09年6月以前は、重金属に関する出荷管理基準すらなく、同年7月以降は、基準を定めはしたが、天然砕石との混合後に基準以内に収まるよう混合率を調整していたと明らかにした。これは、産廃として処理すべき有害スラグのいわゆる「偽装」方法だ。大同が「製造販売」を中止した「スラグ混合再生路盤材」のパンフレットで、大同は自らをパンフの「発行」者、大同エコメットを「製造」と記し、建設工業を「製造・販売」と記し、三者一体で「品質を完全保障」と謳っていた。天然砕石との混合後の検査結果を載せ、元のスラグが「原料」に値する品質かどうかを裏付けるデータはない。

一方、内部では「スラグ混合再生路盤材の製造・販売等に関する

契約書」を結び、自らを「スラグ発生元」、大同エコメットを「スラグ原料加工事業者」、佐藤建設工業を「再生路盤材・販売事業者」と称していた。この流通を廃棄物処理にたとえれば「最終処分場」は「公共事業地」なのである。9月22日の群馬県議会では伊藤

祐司県議が鉄鋼スラグの適正な処理料金は1トン約3万円であるとして、大同は年間2万5000トンの処理費を逃れ、「7億円の不当利得」を得たのではないかと事態の深刻さを訴えた。

この大同に不正スラグの「撤去命令」を出せる権限は群馬県にある。県の環境森林部の青木勝部長は9月議会で「法令違反があれば厳正に対処」と答弁。現在、鉄鋼スラグが廃棄物かどうかを含めての判断中だ。環境省は、産廃の不正処理業者が「これは商品だ」と言い逃れないための通知を出している。JIS規格等の品質、逆有償など5項目の判断基準を総合的に判断することとなる。

長野原町長と同様、群馬県がこの規制権限を誰のためにどう使うのか、その判断を住民と鉄鋼業界が固唾をのんで注目している。

撮影/筆者

………まその あつこ・ジャーナリスト。著書に「水資源開発促進法 立法と公共事業」（築地書館）など。

有害な産業廃棄物が再生資材として八ツ場の代替地に?!

群馬県は、大同特殊鋼に不正スラッグの撤去命令を出せるか

近年、産業廃棄物を再生資材であるかのように偽装する問題があとを絶たない。東証一部上場の大同特殊鋼も、産業廃棄物の鉄鋼スラッグの処理をめぐり、いくつもの不正が取りざたされている。

まさの あつこ



写真右上／遊園地駐車場にも問題のスラッグが。写真下／大同特殊鋼渋川工場。

群馬県・八ツ場ダム建設で移転を余儀なくされた住民の庭先にも見つか、「毒物混入だ」「産廃不法処理の隠れ蓑だ」と地元では大騒ぎだが、テレビ・ニュースでは取り上げられない——そんな事件をご存じだろうか。

東証一部上場の大同特殊鋼(名古屋、以下、大同)が、群馬県の渋川工場での鉄鋼製造から副産物として出る有害な鉄鋼スラッグ(左ページ写真)を、天然砕石と混ぜて「環境に優しいスラッグ混合再生路盤材」として出荷していた問題だ。

不正な「逆有償取引」

事件発覚の発端は、渋川市の第三セクターである遊園地に接する市道と駐車場だ。「舗装面の凹凸が発生し、このまま放置すると重大な事故につながる恐れがある」として修復工事が行なわれたことに始まる。

「工事は2013年度内に終わるはずが終わらなかった。これは何かある」と昨年6月の渋川議会で問い始めたのは角田喜和市長だ。工事面積は土壌汚染対策法で県が汚染調査を命ずることが可能な面積だった。県に出向き質したところ、「市が県の指導に基づき調査した3カ所すべてから発がん性物質の六価クロムやフッ素が基準を

超えて検出されたんです」。原因は1995年〜96年に使われた大同の鉄鋼スラッグだった。有害物質を含む上に、水を含むと膨張する性質がある。出荷前に「エージング」といって水分を吸わせて残留膨張率を1・5%以下にしなければならぬ。道路の凹凸はその前処理が不十分なためだった。市その後の調査で38カ所のほとんどで環境基準もクリアできていないことが分かった。事件発覚を受けて国が動き始めたのは、今年

1月、「毎日新聞」が、それがそもそも不正な「逆有償取引」であったことをすっぱ抜いた後だ。「逆有償」とは販売した側が損をして商品を買取ることだ。大同の場合、1トン100円の鉄鋼スラッグに250円の「販売管理料」を払い、購入した佐藤建設工業(渋川市)は、その差額を利得し、公共工事に納品して二度儲けた。販売管理料はその後値上げし、やがて「運搬単価」と名称を変えた。

2月19日、衆院予算委員会では関貴史議員(比例北関東、現「維新の党」)が「本来は産業廃棄物として処理をしなければいけないものを、再生資材であるかのような偽装をして業者に売りつけていた」と追及、茂木敏充経済産業大臣(当時)も「逆有償取引」と認め、経済産業省は3月、業界団体に対し、緊急点検を要請した。一方、国土交通大臣は群馬県内

を調査させ、3月に、国で45カ所を調査させ、独立行政法人水資源機構で16カ所の工事で大同のスラッグが使われたと発表した。そのうち18カ所は八ツ場ダム工事事務所の事業で水没予定地の代替地や周辺道路を含む。群馬県の工事でも使われ、渋川市工事とあわせれば126件だ。八ツ場ダム予定地を抱える長野原町では、9月10日に町議、町職員、県関係者らで構成される八ツ場ダム対策会議を開催。「どこでどう使ったのか資料を出せと町が国に事前に求めたのに、何も持っていない。歴代の八ツ場ダム工事事務所長の中でも今の所長がもっとも誠意がないと皆言っている」と憤るのは、牧山明町議である。

9月17日の町議会での牧山議員の追及に、萩原陸男町長は「国に調査させる」と宣言。筆者の質問にも「スラッグが見つかったら当然撤去させる」と意気込みを示した

ハッ場ダム予定地見学会のお知らせ

木々が色づき始めた吾妻渓谷では、本体工事が間近と報道されています。

国土交通省は工事をスムーズに進めるため、

吾妻川沿いの国道の廃道化を求めており、

国道を管理する群馬県もこれに従う姿勢を変えていません。

そこで、ダム予定地の国道散策を中心とした現地見学会を企画しました。

日本ロマンチック街道の一部である水没予定地の国道は

名勝・吾妻渓谷、天然記念物・川原湯岩脈をはじめとして、

吾妻川の流れと自然林、吾妻線の橋梁など見応えある景観が広がるルートです。

ダムが奪おうとしているかけがえのないものを是非間近に見て下さい。

◆2014年10月19日(日曜日) 12時半～17時頃まで

◆集合場所：JR吾妻線「川原湯温泉」新駅前 (マイクロバス乗車)

◆見学予定コース：吾妻渓谷— 千歳新橋— 東宮遺跡— 久森隧道— 栄橋— 上湯原橋 (ここまで徒歩)

(ここからマイクロバス乗車) 道の駅「ハッ場ふるさと館」— 川原畑代替地— 八ッ場大橋 (湖面1号橋) — 川原湯打越代替地— 川原湯温泉新駅

◆参加費 2,000円

希望者はバスでJR高崎駅までお送りします。(追加バス代 500円)

徒歩散策(吾妻渓谷—上湯原橋)のみ参加の方は無料です。

◆東京方面からの列車は上野10時発、川原湯温泉12時25分着の特急草津1号が便利です。

《お申込み・問い合わせ》

ハッ場あしたの会

〒371-0844 群馬県前橋市古市町 419-23

TEL/027-253-6706、090-4612-7073 E-mail:info@yamba-net.org



2014年の活動方針

1. ハッ場住民訴訟最高裁での逆転判決に向けて取り組みを強めていきます。
2. 市民向けミニ学習会などを「ハッ場あしたの会」と連携して、できるだけ多く開催して、ハッ場ダム問題の理解を広めます。
3. 「ハッ場ダムをストップさせる一都五県の会」、「ハッ場あしたの会」などの学習会やシンポジウムなどに参加し、連携を引き続き強めていきます。
4. 「ハッ場ダムを考える群馬連絡会」(定例会)に参加し、情報交換や現地見学会や学習会などに取り組んでいきます。

2013年度 ハッ場ダムをストップさせる群馬の会 会計報告

(2013年1月1日～2013年12月31日)

収 入		支 出	
繰越	34,966	郵送費	40,608
現金	3,000	印刷代	28,200
郵便振替	101,500	資料コピー	23,000
		振替手数料	2,000
		消耗品費	12,768
		雑費	5,600
合 計	139,466	合 計	112,176

2013年12月31日現在 残高 27,290 円

【参 考】

2012年度 ハッ場ダムをストップさせる群馬の会 会計報告

(2012年1月1日～2012年12月31日)

収 入		支 出	
繰越	68,428	郵送費	43,920
現金	3,000	印刷代	23,150
郵便振替	85,000	資料コピー	32,830
		振替手数料	480
		消耗品費	12,582
		雑費	8,500
合 計	156,428	合 計	121,462

2011年12月31日現在 残高 34,966 円

会費納入と寄附のお願い

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動をしております。

ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 庸
 ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0356373 スズキ ヨウ

ハッ場ダム群馬訴訟東京裁判高裁判決に対する抗議声明

2014年5月14日

- 1 本日、東京高等裁判所はハッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件に対する判決を下した。判決は、控訴人らの主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように控訴人らの主張を退けた。

本判決は、まず、違法判断の枠組みとして、原審判決をそのまま踏襲するものである。すなわち、原審判決は、利水については県の広範な裁量を容認し、治水については国の判断に重大かつ明白な瑕疵がない限り違法と認めることはできないとするものであった。つまり、地方自治体の国に対する独立性を認めない、すなわち国の判断を争いうる地方の立場を無視して、地方自治体と国との対等性を全く否定するものであった。本判決はこのような原判決の判断を追認するものである。

また、本判決は、各論においても、治水の必要性並びに貯水池周辺のダムサイト及び地すべりの危険性等について、国の主張を丸呑みにして、住民の疑問を一顧だにせず住民側の請求を棄却した。

- 2 こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとしないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
- 3 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、他都県の住民訴訟の控訴人らとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。今後とも、みなさまのご支援をお願いしたい。

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会控訴人団
ハッ場ダムをストップさせる群馬の会弁護団